

一般競争入札案内

※本案件に関する書類一式です。

【送付枚数】 本紙含む 16 枚

| | |
|------|--|
| 宛先 | 入札参加希望企業 各位 |
| 送付元 | 〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614-1 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班 契約担当:木本 原計担当:龍 TEL:04-7191-2321 内線 2246 または 2248 FAX:04-7191-7555 (直通) |
| 件名 | 要求番号:07-1-2381-0120-0007-00 件 名 雨水排水ろ過調査・検討 における調達要求 |
| 連絡事項 | お世話になっております。 上記の件について案内いたします。 ご確認よろしくお願い致します。 【送付書類】 ・入札公告 1 枚 ・入札申込書・入札書を郵送した場合の通知書 2 枚 ・入札等不参加理由確認書 1 枚 ・仕様書等 9 枚 ・入札・見積書(記入例 1部・本紙 1部) 2 枚 【入札・見積合せについてのお願い】 ①参考見積書提出のお願い 入札実施にあたり参考見積の提出を依頼しています。ご協力お願いします。 提出期限: 令和7年6月17日(火) 16時45分 ※価格証明書(社内規定の料金表)等ございましたら、合わせて提出(FAX送信可)をお願いします。 ②仕様内容確認先 担当者 下総管理隊 園田 04-7191-2321 (内2389) |

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
下総航空基地隊
下総経理隊長 尾上 誠

下記のとおり一般競争入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項等」を熟知し、承諾の上、ご参加ください。

記

1 競争入札に付する事項

| 調達要求番号 | 件名 | 履行期限 | 履行場所 |
|------------------------|-------------|-----------|------------------|
| 07-1-2381-0120-0007-00 | 雨水排水ろ過調査・検討 | 令和8年3月31日 | 契約の相手方工場及び下総航空基地 |

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の等級が「D」以上の格付けをされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前2号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項(条件による)

4 入札日等

- 入札の日時
令和7年6月24日(火) 11時00分～
- 入札の場所、入札及び契約心得、契約条項を示す場所
〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1 海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊入札室

5 入札方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。
- 見積もった金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。

6 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく別に定める様式により、契約金額250万円未満かつ特約条項のない場合は請書、それ以外は契約書を作成すること。

9 その他

- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当することを省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- 仕様書受領期限
令和7年6月17日(火)
仕様書受領前に入札参加申込書及び資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。
- 郵送による入札書の受領期限
令和7年6月23日(月) 16時45分まで(必着)
上記の場合は、調達要求番号、件名を記載した封筒に入札書を封入の上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、書留又は簡易書留により、期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式「入札書を郵送した場合の通知書」をFAXすること。
- 予算決算及び会計令第85条の基準により契約担当官が予め設定した調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低価格の入札者であっても必ずしも落札者としめない。
調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札者に対して「落札者の決定の保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定し、結果については書面をもって通知する。
なお、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情徴収に協力すること。

(6) 入札に関する問い合わせ先

海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊 契約班

電話 04-7191-2321(内線2246) FAX 04-7191-7555

入札参加申込書

| | |
|-----------------------------|------------------------|
| 申 込 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 調 達 要 求 番 号 | 07-1-2381-0120-0007-00 |
| 件 名 | 雨水排水ろ過調査・検討 |
| 入 札 日 | 令和7年6月24日(火) |

| | |
|--|---|
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| F A X | |
| 担当者氏名 | |
| 入札参加 | 郵送 立会 |
| 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) | 「物品の製造」・「物品の販売」 「役務の提供等」・「物品の買受」 ※案件該当資格に○をする |
| 競争参加地域 「関東・甲信越」 | A・B・C・D等級 ※貴社の上記資格等級に○をする。 |
| 中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 (どちらかに○をお願いします) | 該当 非該当 |

※ 1件ごとに作成すること。

※ 資格審査結果通知書を添付すること。

※ 上記の項目がある場合は、各社の書式可

受付年月日

※この枠内の記入は不要です。

入札書を郵送した場合の通知書

| | |
|--------------|------------------------|
| 調達要求番号 | 07-1-2381-0120-0007-00 |
| 件名 | 雨水排水ろ過調査・検討 |
| 入札日 | 令和7年6月24日(火) |
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| 送付者氏名 | |
| 送付年月日 | |
| 書留等の 追跡番号 | |

※ 郵送により入札書を発送した場合
入札書発送の旨を発送次第、必ず当該様式でFAXしてください。
送付先

海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班
FAX : 04-7191-7555

※ 入札公告に記載のとおり、必ず書留又は簡易書留により、入札期日の前日までに到着するよう送付してください。

入札等不参加理由確認書

住所

会社名

代表者

調達要求番号： 07-1-2381-0120-0007-00

件名： 雨水排水ろ過調査・検討

本紙は、入札及び見積合せ申込後、不参加となる際に提出ください。

入札不参加理由の番号に「○」を付けて下さい。（複数選択可）その他の場合は、理由の記入をお願いします。

<入札不参加の理由>

1. 入札準備期間や履行期間が短かった。
2. 仕様内容等が十分伝わって来なかった。
3. 経営判断の結果
4. 法令やライセンス権等の制約
5. 専門性が高く、履行難度が高かった。
6. その他

※社印、代表者印は押印いただく必要はありません。

調達要求番号：07-1-2381-0120-0007-00

| 海上自衛隊仕様書 | | | |
|----------|-------------|------------|----------------|
| 物品番号等 | | 仕様書番号 | Y3-S-Y82987-00 |
| 名称 | 雨水排水ろ過調査・検討 | 防衛大臣承認年月日 | |
| | | 作成年月日 | 令和7年4月15日 |
| | | 改正年月日 | |
| | | 下総航空基地隊管理隊 | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊下総航空基地で実施する雨水排水ろ過調査・検討（以下、役務という。）について適用する。

1.2 用語の定義

1.2.1 検査官

平成27年海上自衛隊達第4号に定める契約担当官からこの役務の検査の業務を実施するために任命された官側の職員。

1.2.2 監督官

平成27年海上自衛隊達第4号に定める契約担当官からこの役務の監督の業務を実施するために任命された官側の職員。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

計量法（平成4年法律第51号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（平成27年海幕経第183号）

b) 関連文書

1) 法令等

建築副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施工等について（令和2年環水大
水水発第2005281号，環水大土発第2005282号）

要調査項目等調査マニュアル（水質，底質，水生生物）（平成20年環境省水・大気環
境局水環境課）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年環境省環境
再生・資源循環局廃棄物規制課）

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

実施場所は付図3とし，下総航空基地及び契約の相手方が設定する水質調査試験場所とする。

2.2 履行期間

契約締結後～令和8年3月31日

2.3 役務の対象品目等

対象品目等は，表1のとおり。

表1－対象品目等

| 対象品目 | 実施場所 | | 参考値 |
|------|--------|---|---------------------------------------|
| 雨水排水 | 下総航空基地 | 1 | PFOS 含有率：1700ng/L PFOA 含有率：24ng/L |
| | | 2 | PFOS 含有率：97ng/L PFOA 含有率：5.7ng/L |
| | | 3 | PFOS 含有率：4100ng/L PFOA 含有率：390ng/L |

2.4 役務の内容

a) ろ過装置によるPFOS等吸着除去措置の検討

表1における実施場所において，雨水排水に含まれるPFOS及びPFOA含有率の合計
値を50ng/L以下とするためろ過装置によるPFOS等吸着除去措置の検討を表2
のとおり実施し，施工計画書を提出するものとする。

表2－検討項目

| 番号 | 検討項目 | 備考 |
|----|-----------------|--------------------------|
| 1 | 各実施場所のろ過装置の配置計画 | 設置方法の検討を含む。 |
| 2 | ろ過材の交換・処分 | 交換頻度の検討を含む。 8回を標準とする。 |
| 3 | 各実施場所の水質検査 | 40回を標準とする。 |

表2—検討項目（続き）

| 番号 | 検討項目 | 備考 |
|----|--------|--------------------|
| 4 | 報告書の作成 | 中間報告書3回 最終報告書1回 |

b) ろ過装置の設置

- 1) ろ過装置の設置においては、予め契約の相手方が作成した施工計画書に基づき実施するものとし、事前に官側の承認を得た方法のものとする。
- 2) ろ過装置の設置に必要な材料及び設置作業は本役務に含むものとし、細部は監督官と協議するものとする。

c) ろ過材の交換・処分

- 1) ろ過装置に使用するろ過材の交換・処分については、各ろ過装置毎8回を標準に契約の相手方で実施するものとし、周辺環境に危険を与えないよう実施する。
- 2) 使用済みろ過材の運搬において、周辺環境に危険を与えないよう特に注意する他、収集運搬のため官側施設を利用する場合には、施設利用者の生活環境に支障を生じないよう必要な措置を講ずること。
- 3) 保管、処分に当たっては関係法令等に基づき適切に対応すること。

d) 水質検査

- 1) 試料の採取回数は、表3を標準に官側で採取を実施し、契約の相手側に送付するものとする。

表3—試料の採取回数

| 実施場所 | 採取回数 | |
|--------|------|-----|
| 下総航空基地 | 1 | 20回 |
| | 2 | 10回 |
| | 3 | 10回 |

- 2) 各実施場所の水質検査において、試料採取に必要な器具は契約の相手方が準備するものとする。

3) 検査結果報告書作成

- 3.1) 契約の相手方は、分析結果が出次第、速報値として監督官へ報告のうえ、検査結果報告書を作成し、監督官に提出する。
- 3.2) 検査結果報告書は、A4版とし、記載事項は表4のとおりとする。

表4－検査結果報告書記載事項

| 名称 | 記載事項 | 備考 |
|---------|--|----------------------------|
| 分析結果一覧表 | PFOS・PFOA含有量及び合計値(n g/L) 水温・臭気・色度・濁度その他特記事項 | |
| 濃度計量証明書 | PFOS (n g/L) PFOA (n g/L) | 計量法に基づく計量証明 事業者が発行したもの。 |

3.3) 濃度の単位はn g/L (ナノグラム毎リットル) とする。

e) 報告書作成

本役務について実施された水質検査の結果を踏まえ、雨水排水に含まれるPFOS及びPFOA含有率の合計値を50 n g/L以下とするための方策について、表5の報告書を作成する。

表5－報告書

| 名称 | 提出時期 | 提出回数 | 備考 |
|-------|---------------------|------|---------------|
| 中間報告書 | 水質検査後、官側の指示による時期に | 3 | 水質検査及びろ過材の状況等 |
| 最終報告書 | 最終水質検査後、官側の指示による時期に | 1 | |

2.5 作業時間

作業時間は、原則として平日の8時から16時45分までとする。

2.6 不具合箇所等の処置

この作業によって、不具合箇所等が発見された場合は、不具合箇所対策表(付図1)により監督官に速やかにその旨を報告し、別途指示を受けるものとする。

2.7 下請負

契約の相手方は、この仕様書に基づく契約の一部を第三者に再委託し、請け負わせる場合(以下、下請負という。)は、事前の下請負する業務内容及び第三者について、監督官経由契約担当官等に申請(付図2)し、承認を受けなければならない。

2.8 作業写真

契約の相手方は、作業の実施日ごとに作業前後、施工状況、材料等について写真撮影を行い、作業終了後速やかに監督官へ提出すること。

2.9 作業工程表

契約の相手方は、契約決定後速やかに監督官と調整を行い作業工程表を作成し監督官の承認を得る。

2.10 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

3 監督・検査

a) 監督

監督は、立会い及び提出された書類の審査を行うものとする。

b) 検査

検査は、検査官立会いのもと作業完了時の状況確認及び書類審査を行うものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表6による。

表6-提出書類

| 番号 | 名 称 | 部 数 | 提 出 期 限 | 提 出 先 | 備 考 |
|--|-----------------|-----|---|------------------------|-------------------|
| 1 | 着 手 届 | 3部 | 契約後速やかに | 監 督 官 経 由 契 約 担 当 官 | 海幕経第183号 書式第22 |
| 2 | 作 業 工 程 表 | 1部 | 契約後速やかに | 監 督 官 | — |
| 3 | 不 具 合 箇 所 対 策 表 | 1部 | 必 要 の 都 度 | 監 督 官 | 付 図 1 |
| 4 | 下 請 負 承 認 申 請 書 | 3部 | 必 要 の 都 度 | 監 督 官 経 由 契 約 担 当 官 | 付 図 2 |
| 5 | 施 工 計 画 書 | 1部 | 契約後速やかに | 監 督 官 | 様式適宜 |
| 6 | 検 査 結 果 報 告 書 | 1部 | 水 質 検 査 終 了 後 速 や か に | 監 督 官 | 様式適宜 |
| 7 | 中 間 報 告 書 | 1部 | 水 質 検 査 後 か つ 官 側 の 指 定 す る 時 期 に | 監 督 官 | 様式適宜 |
| 8 | 最 終 報 告 書 | 1部 | 最 終 水 質 検 査 後 速 や か に | 監 督 官 | 様式適宜 |
| 9 | 作 業 写 真 | 1部 | 役 務 終 了 後 速 や か に | 監 督 官 | — |
| 10 | 終 了 届 | 3部 | 点 検 整 備 終 了 後 速 や か に | 検 査 官 経 由 契 約 担 当 官 | 海幕経第183号 書式第22 |
| 注記1 提出書類には、件名、契約番号、契約年月日及び会社名を明記すること。 | | | | | |
| 注記2 提出書類は、すべて下総航空基地隊管理隊営繕班を経由すること。 | | | | | |

4.2 留意事項

留意事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側と十分な打ち合わせを行い、綿密な計画に基づき実施するものとする。
- b) 契約の相手方の行動は、現場以外の施設へ立ち入りが必要な場合は、事前に監督官の許可を受けるものとする。
契約の相手方は、工程の変更が必要になった場合には、変更工程表を速やかに作成し監督官の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方の行動は現場のみとし、作業現場以外の施設へ立ち入りが必要な場合は、事前に監督官の許可を受けるものとする。
- d) 作業は監督官と十分な打ち合わせを行い、綿密な計画に基づき実施するものとする。
- e) 作業現場の周囲は常に整理整頓に努めるものとする。
- f) **昭和22年法律第49号, 昭和47年法律第57号**, その他関係法令等により災害等の防止に努めるものとする。
- g) 入門者が外国籍の者である場合の本人確認は、在留カード（原本）によって行うものとする。
- h) この作業の履行に伴い作業員等の構内出入門については、契約決定後速やかに官側で定める所定の手続きを行うものとする。
なお、申請者の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を、実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は、立ち入りが認められない。
- i) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届け出手続き等を遅滞なく行うとともに、届出内容についてはあらかじめ監督官に報告するものとする。

4.3 事故等の責任

この作業中、契約の相手方の故意又は、過失によって発生した事故又は損害は、すべて契約の相手方の責任において現状に復旧するものとする。

4.4 疑義事項

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、契約担当官等と協議を行うものとする。

令和 年 月 日

契約担当官殿

会社名
会社住所
代表者氏名

下請負承認申請書

契約番号：
調達要求番号：
件名：

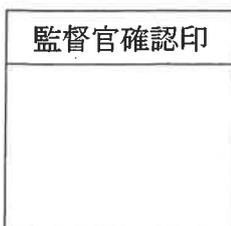
下記のとおり申請します。

記

- 1 下請負を行わせる会社の名称等
 - (1) 会社名
 - (2) 本社所在地
 - (3) 工場所在地
 - (4) 資本金
 - (5) 従業員数
- 2 下請負を必要とする理由
- 3 下請負を行わせる範囲

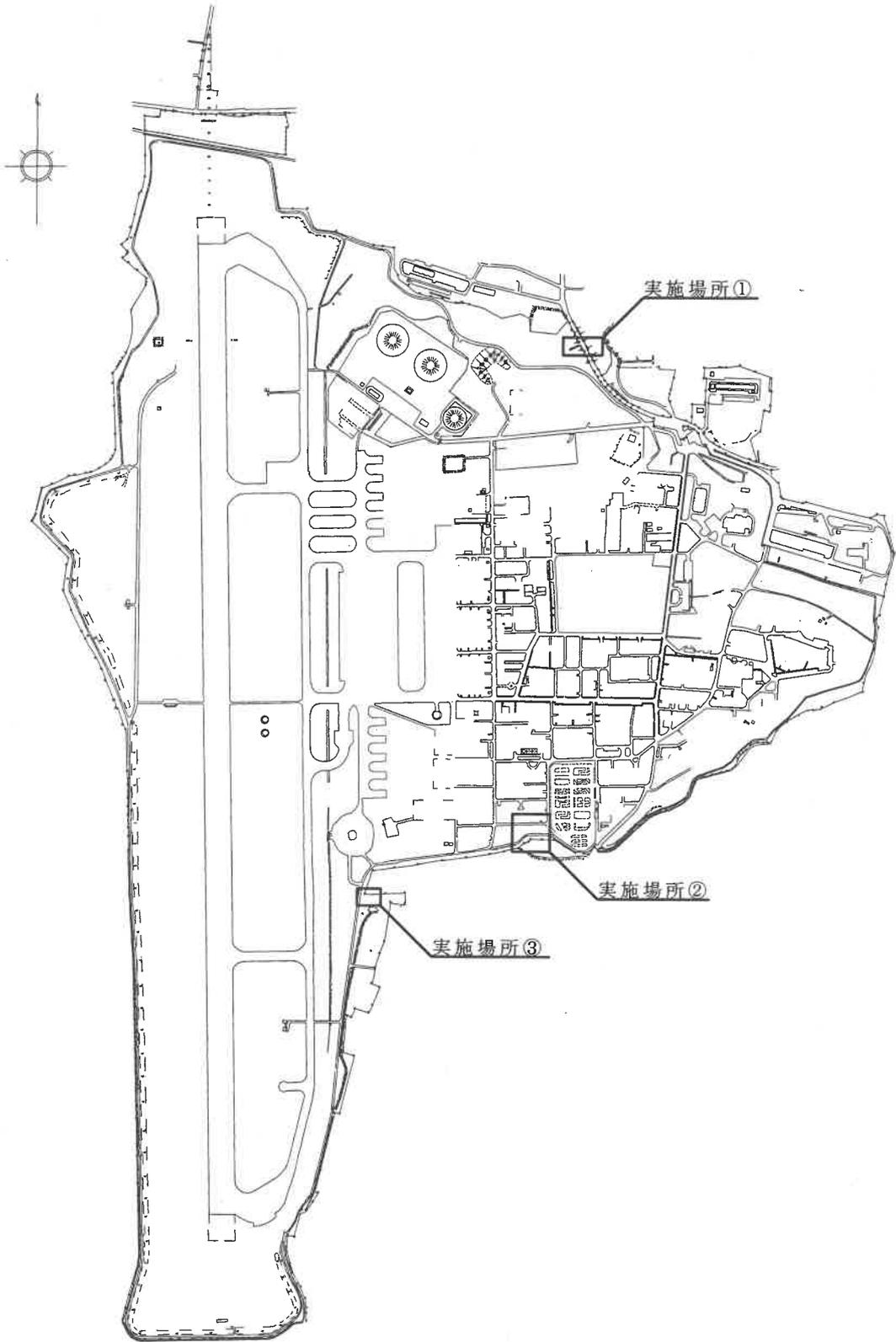
上記のとおり、承認します。

ただし、この承認により は、この契約の義務とされている事項につき、その責任を免れるものではありません。



承認番号第 号
令和 年 月 日

印



付図 3 - 実施場所平面図 S=1/15000

